

袋井市営住宅の入居のご案内

1 募集方法

市営住宅は毎月募集を行います。募集团地は毎月変わりますので、募集している団地についてはご確認ください。また、申込みにあたっては資格（6ページの「4 申込資格」をご覧ください。）が必要です。

1-1 募集の期間等

毎月1回、入居できる空家がある場合に募集します。

なお、一部住宅については、随時受付を行っている場合があります。

募集团地発表日

毎月 10 日

受付期間

毎月 10 日～18 日

仮当選された方は7ページの「7 入居資格審査」を行い、合格されますと約2か月後に入居が可能となります。

1-2 募集团地の確認（募集している団地・タイプを知る方法）

〈テレホンサービス〉土・日曜日、祝日、夜間も対応しています。なお、発表日初日は大変混みあいます。

(053) 455-2366

西部地区の県営住宅とあわせてご案内します。

(053) 489-9411

ポルトガル語による音声案内

〈ホームページ〉 <https://www.sjkk.or.jp/>

※ 公社窓口でもお尋ねください。

静岡県住宅供給公社

検索



1-3 申込み方法

「市営住宅入居申込書」に必要事項をご記入の上、抽選会・抽選結果のハガキ2枚とともに、下記の公社窓口へ郵送又は持参してください。

＜注意事項＞

- ① 申込資格をご確認ください（6ページの「4 申込資格」をご覧ください）。
- ② 申込みは団地別（タイプ別）に受付します（棟・間取りごとに1つのタイプとします）。
- ※ 原則、棟、階数は指定できません。ただし、階段の昇降に支障のある方は、申込時に申し出てください（診断書等を提出していただきます）。
- ③ 単身の方は単身での申込みが可能な住宅かどうかをご確認ください。
- ④ 申込みは1世帯1住宅に限ります。二重申込みなどの場合は失格となります。
- ⑤ 提出された書類は一切お返しいたしません。

● 郵送の場合：上記1-1の受付期間の消印のあるものが有効です。

※ 受付最終日の投函時間の扱いにはご注意ください。

● 持参の場合：上記1-1の受付時間は

午前8時30分～午後4時30分まで

（土・日曜日、祝日を除く）です。

※ 申込みから入居までの手続きの流れは、2・3ページをご覧ください。

1-4 申込み・問合せ先（公社窓口）

〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目12番1号

（静岡県浜松総合庁舎9階）

静岡県住宅供給公社 西部支所

電話(053)455-0025、FAX(053)455-2344

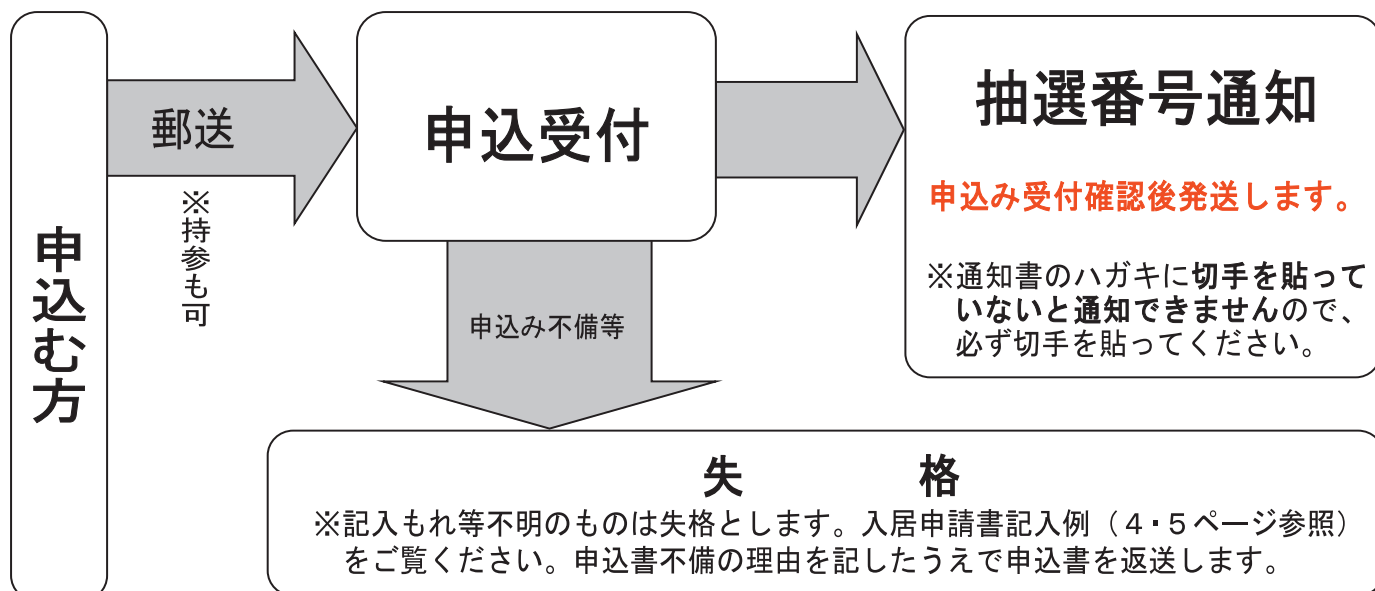
西部支所案内図



2 申込みから入居まで

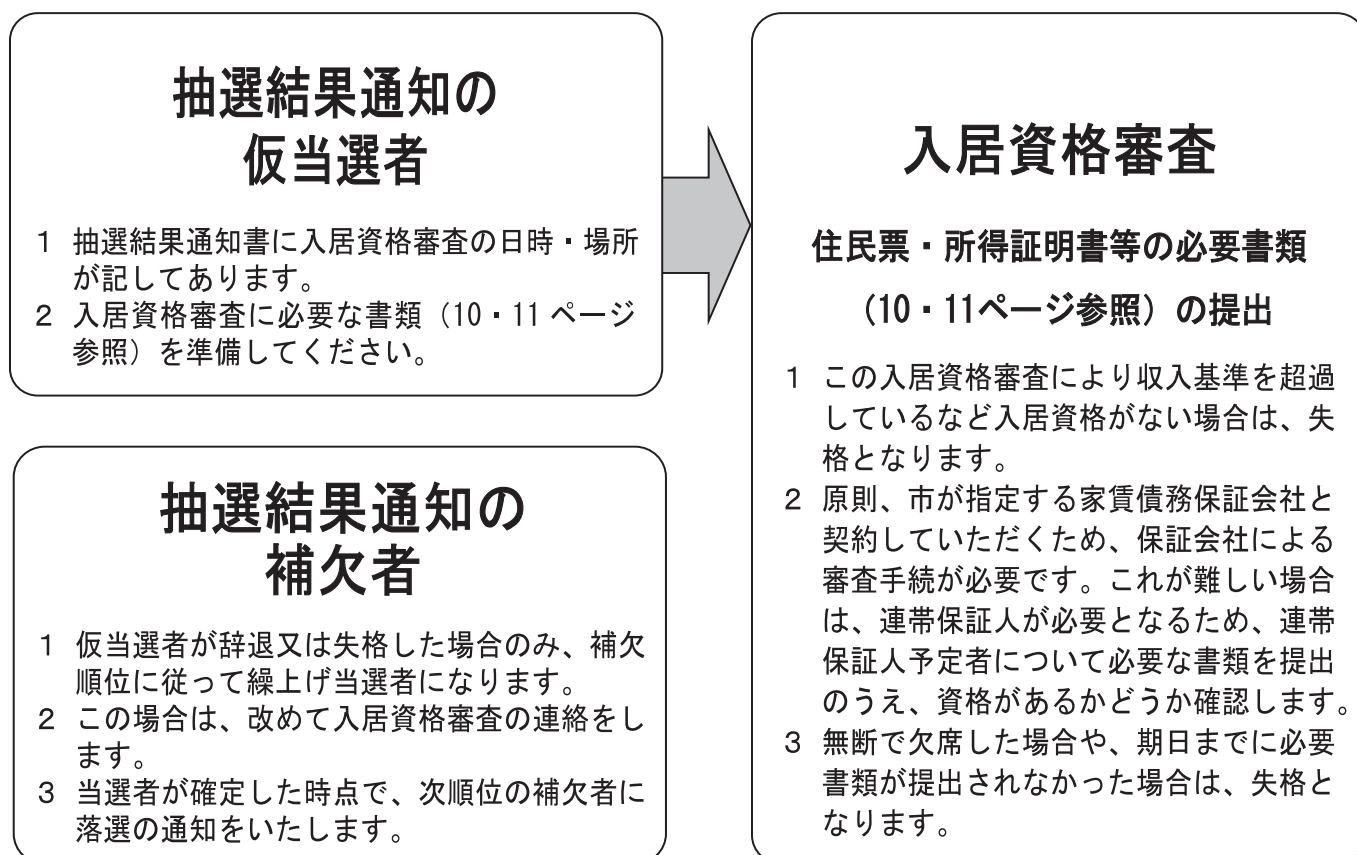
原則、申込み受付後に入居を辞退することはできません。
本書をよくお読みいただき、辞退することのないようお願いします。

① 申込みから抽選まで



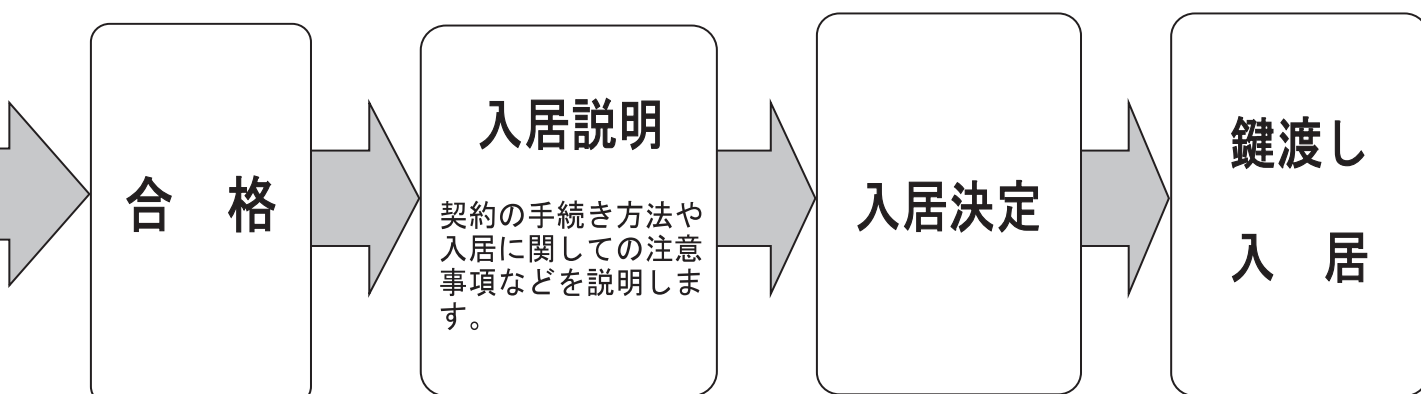
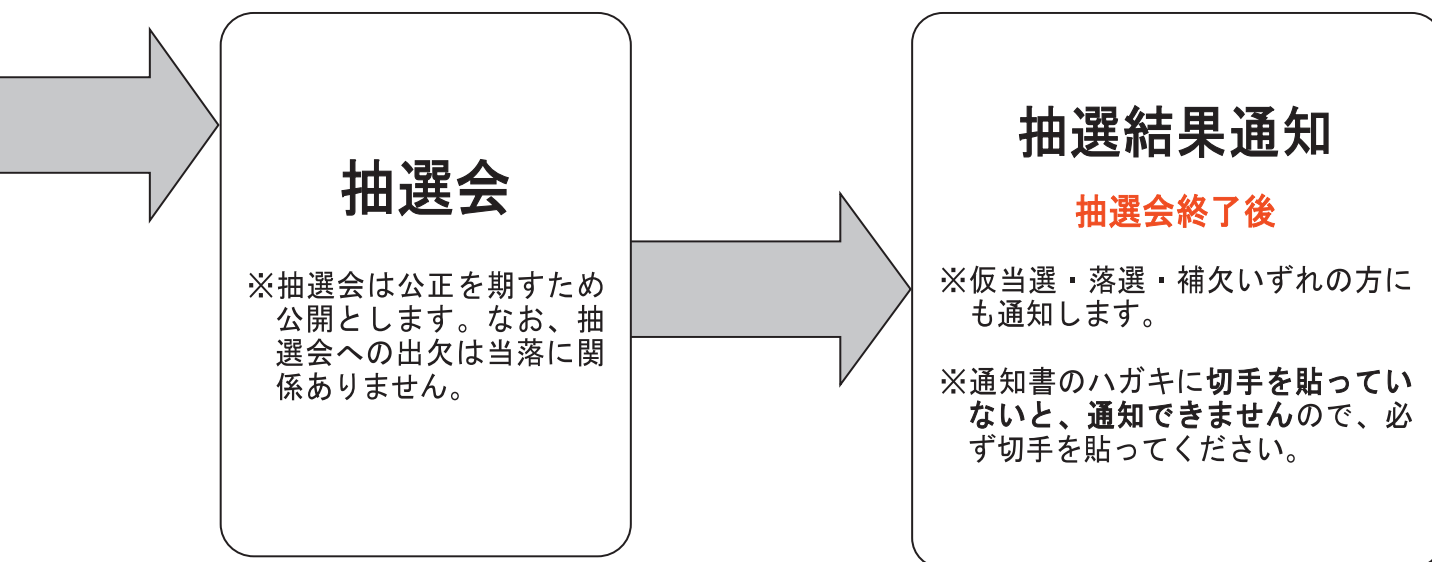
※二重申込などの不正があった場合には失格となります。

② 仮当選から入居まで

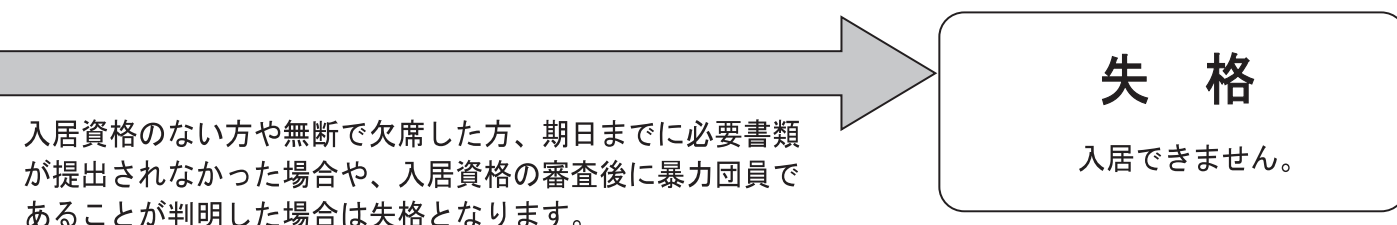


【申込受付におけるご了解および注意事項】

- ・申請書の記入事項について電話でお尋ねする場合がありますので、申込者に確実に連絡のとれる電話番号を記入してください。
- ・募集団地を確認したうえでお申し込みください。（１ページの「1-2 募集団地の確認」参照）
- ・申請書投函後の住宅・タイプ等の変更・訂正は一切出来ませんのでご注意ください。
- ・原則として、棟、階数の指定はできません。



- ・敷金（家賃３ヵ月分）納付
- ・家賃債務保証業者との契約
- ・緊急連絡先の報告



市営住宅入居申込書

令和 年 月 日

申込者現住所案内

袋井市長 様
静岡県住宅供給公社理事長 様フリガナ スズキ タロウ
申込者氏名 鈴木 太郎

市営住宅に入居したいので、袋井市営住宅管理条例第8条の規定により次のとおり申し込みます。

入居希望団地名	〇 〇 団 地 3DKタイプ					
現 住 所	〒437-8666 袋井市新屋1-1-1 JKアパート 〇号		電話番号	(0538) 44-3123 (090) 0000-0000		
勤務先又は職業	(株) 〇〇 建設 (会社員)					
勤務先の所在地	〒437-0034 袋井市青木町5		電話番号	(0000) 00-0000		
入居する家族及び同居人	氏 名	続柄	生年月日	勤務先又は職業	収入月額	備 考
	鈴木 太郎	本人	S. 00.00.00	〒437-0034 袋井市青木町5 (株) 〇〇 建設 (会社員)	150,000 円	
	鈴木 花子	妻	S. 00.00.00	〒437-0034 袋井市青木町5 スーパー 〇〇 (パート)	100,000 円	
	鈴木 一郎	子	H. 00.00.00			
				意 職		
現住所の状況	自家 (借家) 間借・同居・その他 ()					
申込みの理由	具 体 的 な 理 由				詳細な理由	
1	不良住宅	保安上危険又は衛生上有害な状態である。				現在、住んでいるところが狭いため
②	過密住宅	1人当たりの畳数(3)畳以下で衛生的又は風紀上不適当な状況である。				
3	別居中	住宅がないため親族と別居中				
4	同居	住宅がないため、他の世帯と同居していて著しく生活に不便を受けている。				
5	過重家賃	毎月の家賃が収入月額の()%以上 (家賃 円)				
6	立退要求	訴訟されている。立ち退き判決済 家主が他に売却。書類又は口頭にて要求				
7	遠距離通勤	区間 から まで 片道所要時間 時 分				
8	その他					

☐ 予定する家賃債務保証業者

業者名	
-----	--

☐ 予定する連帯保証人 (家賃債務保証業者との契約によらない場合)

住 所	氏 名	職業・勤務先	収入月額 (円)	申込者との 関係
〒437-0022 袋井市方丈5丁目2-3	佐藤 三 郎	(株)▲▲▲	〇〇〇,〇〇〇円	妻の父

備考 該当する□にレ点を記入してください。

同意書

1 申込者(現に同等に関する法律()という。)であるとき誓約します。

また、許可の上
やかに住宅を明け
暴力団員である

2 退去修繕費用に係る

退去修繕費用に係る

退去時修繕には、
(①)と、故意又は過失(傷、剥がれ、ヤニ)の修繕が該当します。
公営住宅は、国民が、民間の賃貸。このため、畳の表を、入居者が負担すべきこととなります。

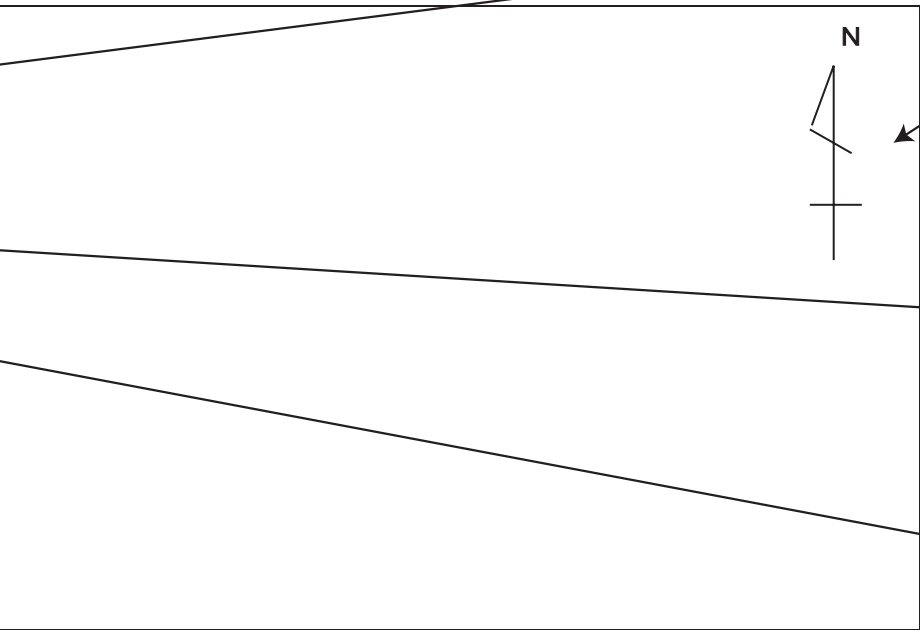
備考

- 1 該当する事
- 2 虚偽の記入
- 3 所得証明
- 4 連帯保証

※ 申し込みの際は、申込書に抽選会・抽選結果の返送用ハガキ2枚をつけて、公社窓口へ郵送又は

で記入してください。

図



氏名を自筆で記入してください。

現住所の案内図をできるだけわかりやすく記入してください。

団地名は必ず記入してください。
また、タイプがある団地についてはタイプも必ず記入してください。
募集している団地・タイプのみ申し込みが可能ですので、申込時に必ず募集の有無を確認してください。
(1 ページ「1-2 募集団地の確認」参照)

電話番号は、日中連絡が取れる（固定・携帯）番号を、正確に記入してください。

居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」と）ときは、申込みを無効とされ、又は入居の決定を取り消されても意義のないことを
は、申込者（同居する者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速に
渡すことを誓約します。
か否かの確認のため、関係機関へ照会することについて同意します。
する注意事項について同意します。

申込者氏名 鈴木太郎

同居しようとする親族全員の氏名、続柄、生年月日、勤務先又は職業、収入月額（概算でかまいません）を記入してください。
同居親族で婚約中の方は、続柄欄に「婚約者」と記入してください。
パートナーシップ宣誓をされた方は、続柄欄に「パートナー」と記入してください。

氏名を自筆で記入してください。

注意事項
入居期間及び損傷程度にかかわらず入居者全員に等しく実施していただく修繕費による修繕(②)があります。
、障子及びふすまの張り替え、②は、天井、壁紙及び有価材の破損による張り替えや油による汚れ、カビなど)その他入居者の故意又は過失によって汚損した部分
。の生活の安定及び社会福祉の増進のために低廉な家賃で提供されています。した
住宅とは異なり、**日常損耗分**の修繕費用は家賃に含まれておりません。
替え、障子及びふすまの張り替えについては、入居期間及び損傷程度にかかわら
き修繕としており、この点について同意していただいた方のみ、入居をしていた
。

該当する項目に○印をつけ、記入箇所がある場合は記入してください（「申込みの理由」「具体的理由」欄については、複数可）。
また、申込みの理由については、詳細な理由を記入してください。

事項を○で囲み、申込み理由等必要事項は必ず記入してください。
入があるときは、そのいかににかかわらず失格となります。
書、源泉徴収票又は収入証明書及び住民票の写しを添付してください。
人の極度額は、入居当初の家賃の12月分となります。

原則、市長が指定する家賃債務保証業者とし、難しい場合は、入居申込者と同程度以上の収入を有する連帯保証人を記入してください。

は持参してください。返信用ハガキ2枚には切手を必ず貼ってください。

4 申込資格

●申込みできる方は**申込日現在**で次の(1)～(8)のすべてに該当する方

- (1) 袋井市内に住んでいる方、又は袋井市内に勤めている方
- (2) 住宅に困窮している方(自家を所有している方や公営住宅(県営・市営)の入居者・入居予定者は原則として申込みできません。)
- (3) 次の①又は②の方
 - ①**現に国内に同居し又は同居しようとする親族がある方**(離婚調停中の場合を除き夫婦を分割しての申込み、又は不自然な世帯構成での申込みはできません。ただし、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、入居可能日から3ヶ月以内に同居できる婚約者は同居親族に含みます。)
 - ②**下表の要件に該当する单身の方(申込みできるのは、「太田西団地」又は「再開発駅前団地4・5階」のみ)**
- (4) 申込者及び同居しようとする親族の過去1年間の収入から算出した金額が次の基準額に該当する方(算出方法は、8ページの「11 収入基準の算出方法」をご覧ください。)
- ①**一般世帯 月額 158,000 円以下の方**
- ②**裁量世帯 月額 214,000 円以下の方**(「裁量世帯」の要件は下表のとおり。)
- (5) 申込者本人を含めた同居しようとする親族のいずれかに「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員がいない方
- (6) 市長が指定する家賃債務保証業者と契約ができる方(緊急連絡先の報告が必要です。)
- ただし、家賃債務保証業者との契約が難しい場合は、13ページに記載する連帯保証人1名がいる方
- (7) 市町村税を滞納していない方
- (8) 外国籍の方については、特別永住者、又は中長期在留者(就労に限る。)
- で3年以上(残年数は問わない)のビザを所持し、引き続き居住される方

上記の单身の方及び裁量世帯に関する要件は次のとおりです。

单身の方	一人で生活ができる方、かつ次の①～⑩のいずれかに該当する方。なお、生活できる方には介護等他人の援助を受けて一人で生活できる方も含みます。(詳しくは窓口でご相談ください。) ①60歳以上の方(再開発駅前団地4・5階は18歳以上60歳未満) ②身体障がいのある方(1級～4級) ③精神障がいを有している方(1級～3級) ④知的障がいを有している方(精神障がいを有している方の障がいの程度と同等) ⑤生活保護を受けている方 ⑥戦傷病者手帳をお持ちの方(特別項症～第6項症、又は第1款症の方) ⑦原子爆弾被爆者の認定を受けている方 ⑧海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から5年を経過していない方 ⑨ハンセン病療養所入所者等の方 ⑩配偶者からの暴力による被害者の方(婦人相談所等の一時保護、婦人保護施設の保護が終了した日から5年を経過していない方又は裁判所の退去命令、接近禁止命令の申立を行った方で命令の効力が生じた日から5年を経過していない方)
裁量世帯	次の①～③のいずれかに該当する方 ①申込者が60歳以上であり、かつ同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の世帯 ②同居者に高校卒業前等の子ども(18歳に達する年度の3月31日までの間にある子)がいる世帯 ③上記单身の方の入居要件のうち、②～④、⑥～⑨に該当する方

過去に袋井市との信頼関係を著しく害する行為により市営住宅を退去した実績がある方は、入居をお断りすることがあります。

5 申込書の記入方法等

4・5ページの「3 入居申込記入例」を参照してください。

- (1) 募集を行っている団地の中から希望する団地名を記入してください。また、団地にタイプが区分されている場合は、そのタイプをお選びください。**団地名やタイプの記入もれ、募集していない団地の申込みがあった場合は、失格となります。**

※ 一部の住宅については、募集期間にかかわらず随時募集(先着順)を受付している場合があります。詳しくは公社窓口にお問い合わせください。

- (2) 申込書に記載する内容は、**申込日現在**において全て詳細、かつ、正確に記入してください。
特に、自宅及び勤務先の電話番号は必ず記入し、現住所がアパートなどの場合は、その名称、部屋番号まで記入してください。
- (3) 「申込みの理由」欄には該当項目の記号を○で囲み、その詳細を記入してください。
- (4) 現住所の案内図は目標となるものを記入し、明瞭に表現してください。
- (5) 多数回落選者の優遇措置
これまでに3回以上落選した方が応募した場合は、当選確率を一般の申込者の2倍にして抽選を行います。該当する方は、申込書に落選結果を通知した「抽選結果通知書」3通を添えて提出してください。

6 抽選会

- (1) 抽選番号は申込み時に提出されたハガキにて通知します。
- (2) 公開抽選により仮当選者及び補欠者を決定します。
- (3) 抽選結果については、抽選会の出欠に関わらず申込者全員にハガキにて通知します(抽選会の出欠は当選落選に関係ありません)。抽選結果は公社ホームページにも掲載します。(https://www.sjkk.or.jp/)

7 入居資格審査（仮当選者）

- (1) 仮当選された方には抽選結果通知のハガキで入居資格審査日のご案内をします。
- (2) ハガキで指定された日に、10・11 ページに記載されている住民票等必要書類と認印を入居資格審査会場へ持参いただき、入居資格審査を受けていただきます(抽選結果通知書をご持参ください)。**単身申込みの方は、自活状況の調査・判定のため必ずご本人に入居資格審査を受けていただきます。**
- (3) 入居資格審査の結果、申込資格に該当しない場合や期日までに必要書類が提出されなかった場合は失格となります。この場合、補欠順位1番の方から仮当選者に繰上がります。
- (4) 婚姻予定者の方は「婚約証明書」(様式はお問合せください)に、原則として双方の親又は媒酌人を証明者として署名捺印していただき、更に申込者及び婚約者に誓約をしていただきます。
- (5) **家賃債務保証に関する審査を行います。**

※ 連帯保証人制度については、下記①かつ②の手続きが必要です。

- ① 市長が指定する家賃債務保証業者との契約
- ② 緊急連絡先の届出

※ なお、家賃債務保証業者との契約が難しい場合は、自然人の連帯保証人とすることも可能です。
詳しくは13ページの「市営住宅の連帯保証人について」をご確認ください。

8 当選者の確定

- (1) 入居資格審査の結果、入居資格がある方は当選者となり、指定された日から入居できます。また、契約書類等を渡しますので、鍵渡しまでの間に契約書類等の手続きを行っていただきます。
- (2) 補欠者は、当選者が辞退した場合は繰上げて仮当選となり、入居資格審査を受けていただきます。
補欠者の有効期間は当選者が入居するまでとし、以後、その資格を失います。なお、補欠者が翌月以降の募集や随時募集に応募した場合は、その時点で補欠者としての資格を失いますのでご注意ください。
- (3) 定員に満たない場合は、募集期間終了後の翌日から起算した第4営業日より先着順でその月の月末まで受付します(「随時募集」)。随時募集の申込書は、原則として公社窓口へ持参してください。
一部住宅については、**常時受付可能な場合もあります**ので、詳しくは公社窓口にお問い合わせください。

9 入居等について

- (1) 住宅の鍵をお渡しする(鍵渡し)前に「**敷金**」として**家賃の3ヵ月分を納入していただきます。**
- (2) 鍵渡し時に契約書類等を提出していただき、不備等がなければ鍵をお渡します。
- (3) 家賃(月割り)は入居可能日から負担していただきます。

10 個人情報保護について

提出いただいた個人情報については、市営住宅入居者選定及び管理業務の範囲で利用するものです。

11 収入基準の算出方法

申込者と同居者の方、**全員の所得を下記の算式により合算し**、所得区分を決定します。

$$\frac{\text{所得金額(年額)} - \left\{ \begin{array}{l} \text{本人を除く} \\ \text{同居親族数} \end{array} \times 38 \text{ 万円} + \left\{ \begin{array}{l} \text{【表 1】の年間所得額} \\ \text{から差引く特別控除等} \end{array} \right\}}{12 \text{ ヶ月}} =$$

**所得区分表の月額で
所得区分を判断します。**

① **一般世帯 月額 158,000 円以下**
② **裁量世帯 月額 214,000 円以下**

【所得区分表】

① 一般世帯（申込みできる所得月額）		② 裁量世帯（申込みできる所得月額）	
所得区分	所得月額	所得区分	所得月額
1	104,000 円以下	5	158,000 円を超え 186,000 円以下
2	104,000 円を超え 123,000 円以下	6	186,000 円を超え 214,000 円以下
3	123,000 円を超え 139,000 円以下		
4	139,000 円を超え 158,000 円以下		

※別居の扶養親族のある方は、上記の「同居親族数」に含みます。

※収入としないもの：生活保護、失業保険、遺族（恩給）年金、福祉（障害）年金、仕送り等非課税所得、退職金、一時所得（生命保険契約などの満期返戻金、その他）

【表 1】年間所得額から差引く特別控除等

基礎控除振替分控除	申込者及び同居親族で給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方 ※給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計額が 10 万円未満である場合は当該合計額	一人につき 10 万円 (本人の所得の範囲内)
障害者控除	申込者又は同居親族及び扶養親族の中で、所得税法第 2 条第 1 項第 28 号に規定する障害者の方（身体・精神・知的に障害があり、手帳を交付されている方等）	一人につき 27 万円
特別障害者控除	申込者又は同居親族及び扶養親族の中で、所得税法第 2 条第 1 項第 29 号に規定する障害者の方（身体障害 1～2 級・精神障害 1 級・知的障害 A 判定の方等） ※障害者控除に代わり、こちらの控除となります。	一人につき 40 万円
老人扶養控除（老人控除対象配偶者控除）	70 歳以上で、収入のある方の扶養親族である方（70 歳以上の同一生計配偶者である方）	一人につき 10 万円
特定扶養親族控除	年齢 16 歳以上 23 歳未満で、収入のある方の扶養親族と認められている方	一人につき 25 万円
寡婦控除 （ひとり親控除を除く）	1 主たる生計維持者又は同居親族で、夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死が明らかでない女性で次の要件を全て満たす女性 （1）年間所得金額が 500 万円以下であること （2）事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと 2 主たる生計維持者又は同居親族で夫と離婚しその後婚姻していない女性で次の要件を全て満たす女性 （1）扶養親族（年間所得金額が 58 万円以下であること）を有すること （2）年間所得金額が 500 万円以下であること （3）事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと	寡婦 一人につき その人の所得から 27 万円 (本人の所得の範囲内)
ひとり親控除	1 主たる生計維持者又は同居親族で、現に婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでない方で次の要件を全て満たす方 （1）その人と生計を一にする子（年間所得金額が 58 万円以下であること）を有すること （2）年間所得金額が 500 万円以下であること （3）事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと	ひとり親 一人につき その人の所得から 35 万円 (本人の所得の範囲内)

<計算例>

夫 給与収入440万円 (所得金額308万円) ☺	妻 パート収入60万円 (所得金額 5万円) ☺	子 17才 ☺	子 14才 ☺	所得区分 3
$\text{基礎控除振替分} \quad \text{基礎控除振替分} \quad \text{特別控除 (特定扶養)}$ $(308\text{万円} - \text{10万円}) + (5\text{万円} - \text{5万円}) - \{(3\text{人} \times 38\text{万円}) + (1\text{人} \times 25\text{万円})\} = \text{月額132,500円}$				
12ヶ月				

12 収入基準の早見表 (8ページの【表1】年間所得額から差引く特別控除等の対象者がいない場合です。)

○ 給与収入金額でみる早見表 [収入及び所得を得ている方が1人の場合で源泉徴収票では支払金額欄です。]

年間総収入金額(公的年金は除く)	同居及び扶養親族 (本人を含む)		単 身	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
	一般世帯	所得区分 1	2,043,999 円 以下	2,583,999 円 以下	3,127,999 円 以下	3,663,999 円 以下	4,135,999 円 以下	4,611,999 円 以下
		所得区分 2	2,044,000 ? 2,367,999	2,584,000 ? 2,911,999	3,128,000 ? 3,451,999	3,664,000 ? 3,947,999	4,136,000 ? 4,423,999	4,612,000 ? 4,895,999
		所得区分 3	2,368,000 ? 2,643,999	2,912,000 ? 3,183,999	3,452,000 ? 3,711,999	3,948,000 ? 4,187,999	4,424,000 ? 4,663,999	4,896,000 ? 5,135,999
		所得区分 4	2,644,000 ? 2,967,999	3,184,000 ? 3,511,999	3,712,000 ? 3,995,999	4,188,000 ? 4,471,999	4,664,000 ? 4,947,999	5,136,000 ? 5,423,999
	裁量世帯	所得区分 5	2,968,000 ? 3,447,999	3,512,000 ? 3,943,999	3,996,000 ? 4,415,999	4,472,000 ? 4,891,999	4,948,000 ? 5,367,999	5,424,000 ? 5,843,999
		所得区分 6	3,448,000 ? 3,887,999	3,944,000 ? 4,363,999	4,416,000 ? 4,835,999	4,892,000 ? 5,311,999	5,368,000 ? 5,787,999	5,844,000 ? 6,263,999

○ 所得金額でみる早見表 [入居者全員の合算額です。]

年間総所得金額	同居及び扶養親族 (本人を含む)		単 身	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
	一般世帯	所得区分 1	1,248,000 円 以下	1,628,000 円 以下	2,008,000 円 以下	2,388,000 円 以下	2,768,000 円 以下	3,148,000 円 以下
		所得区分 2	1,248,001 ? 1,476,000	1,628,001 ? 1,856,000	2,008,001 ? 2,236,000	2,388,001 ? 2,616,000	2,768,001 ? 2,996,000	3,148,001 ? 3,376,000
		所得区分 3	1,476,001 ? 1,668,000	1,856,001 ? 2,048,000	2,236,001 ? 2,428,000	2,616,001 ? 2,808,000	2,996,001 ? 3,188,000	3,376,001 ? 3,568,000
		所得区分 4	1,668,001 ? 1,896,000	2,048,001 ? 2,276,000	2,428,001 ? 2,656,000	2,808,001 ? 3,036,000	3,188,001 ? 3,416,000	3,568,001 ? 3,796,000
	裁量世帯	所得区分 5	1,896,001 ? 2,232,000	2,276,001 ? 2,612,000	2,656,001 ? 2,992,000	3,036,001 ? 3,372,000	3,416,001 ? 3,752,000	3,796,001 ? 4,132,000
		所得区分 6	2,232,001 ? 2,568,000	2,612,001 ? 2,948,000	2,992,001 ? 3,328,000	3,372,001 ? 3,708,000	3,752,001 ? 4,088,000	4,132,001 ? 4,468,000

※「所得金額でみる早見表」は、課税証明書の所得金額又は源泉徴収票の給与所得控除後の金額から基礎控除振替分を差し引いてご確認ください。基礎控除振替分は、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方1人につき10万円、ただし給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円未満の方についてはその金額となります。

13 入居資格審査に必要な書類（公的証明の有効期間は3ヵ月以内です）

家族全員の書類が必要です。よくお読みになって提出してください。

【入居する方の書類】

※入居資格審査には認印をご持参ください。

該 当 者		必 要 書 類（申込日現在）
給与所得の方	令和7年1月1日から勤務先が同じ方	1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税 所得・課税証明書 3 源泉徴収票(勤務先で発行) 4 完納証明書(納税課で証明してもらってください)
	令和7年1月2日以降勤務先を変えた方	1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税 所得・課税証明書 3 完納証明書(納税課で証明してもらってください) 4 収入証明書(14 ページ。現在の勤務先で支払われた分のみ記入。最新の給与で1年間の収入を計算します。勤務先で記入してもらってください。)1か月分の給与支給実績がない場合は、雇用契約書などを添付してください。
確定申告の方 (自営業等の方)		1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税 所得・課税証明書 3 確定申告書の写し 4 完納証明書(納税課で証明してもらってください)
年金受給者		1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税 所得・課税証明書 3 公的年金等の源泉徴収票・年金振込通知書等 4 完納証明書(納税課で証明してもらってください)
専業主婦も含む (16歳以上の学生、無収入の方)	前年も無収入	1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税 所得・課税証明書 3 完納証明書(納税課で証明してもらってください) 所得・課税証明書の欄に¥0 または*という表示を確認するため
	前年は所得あり	1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税 所得・課税証明書 3 完納証明書(納税課で証明してもらってください) 4 退職証明書、離職票、雇用保険受給資格者証のいずれか 前年度の所得が出ているため、辞めたという証明がないと、今年も収入があるとみなされます。

入居する方が下記に該当する場合は、左ページの書類のほかに下記の書類も必要です。

生活保護の方	生活保護の受給証明
母子家庭の方 父子家庭の方 単身者の方	戸籍謄本(独身であることを確認するため) ※外国籍の方は、独身証明書・離婚証明書等の独身であることが確認できる書類
結婚予定の方	1 婚約証明書(様式はお問合せください) 2 戸籍謄本(独身であることを確認するため) ※外国籍の方は、独身証明書・離婚証明書等の独身であることが確認できる書類
パートナーシップ宣誓をされた方	1 パートナーシップ宣誓書受領証(A4)、パートナーシップ宣誓書受領カード、県の受領印を押したパートナーシップ宣誓書の写しのいずれか 2 戸籍謄本(独身であることを確認するため)
離婚調停中の方	裁判所の事件係属証明書等
障がいを持っている方	障がい者手帳・療育手帳
単身で入居されるDV被害者の方	女性相談センター等の証明又は裁判所の保護命令等
外国人の方	在留カード
1月1日現在国内に住民登録がなく所得・課税証明書が発行されない方	パスポート(出入国年月日を確認するため)
連帯保証人が必要な方(P13を参照)	1 連帯保証人の市(町・村)民税・県民税 所得・課税証明書 ※ 市町村長が発行したもので、所得金額と課税金額の両方の記載があるもの 2 外国人の方に連帯保証人になっていただく場合は連帯保証人の住民票(残りの在留期間等の要件を確認するため)

以下の書類をそろえるときは、次のことに注意してください。

※ 住民票などの必要書類はマイナンバーが記載されていないものをご用意ください。

※ 提出された書類は一切お返しいたしません。

住 民 票

- 申込者及び同居しようとする「**親族全員**」のもの(婚約者も含む)
- 世帯主との**続柄記載**があり、**筆頭者及び本籍**が記載されたもの。
- 外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの。

市(町・村)民税・県民税 所得・課税証明書

所得及び控除内容を証明する書類(納税課で発行)

令和8年4月 ～ 令和8年5月までの申し込みの場合 → 令和7年度(最新のもの)

令和8年6月 ～ 令和9年3月 〃 → 令和8年度(最新のもの)

◎当該年1月1日現在、他の市町村に住民登録していた方は、該当する市町村で入手してください。

源 泉 徴 収 票

(勤務先が発行し、勤務先の社印または代表者印が押印してあるもの。)

令和8年4月 ～ 令和8年12月までの申し込みの場合 → 令和7年分

令和9年1月 ～ 令和9年3月 〃 → 令和8年分

確 定 申 告 書

令和8年4月 ～ 令和8年12月までの申し込みの場合 → 令和7年分

令和9年1月 ～ 令和9年3月 〃 → 令和8年分

※ 確定申告を済ませた方 → 確定申告書の写し

※ 確定申告の済んでいない方 → 申告予定額の申告書

完 納 証 明 書

令和8年4月 ～ 令和8年9月までの申し込みの場合 → 令和7年度

令和8年10月 ～ 令和9年3月 〃 → 令和8年度(最新のもの)

◎当該年1月1日現在、他の市町村に住民登録していた方は、該当する市町村で入手してください。

※ 入居資格は、申込日現在の状況で判断します。

14 入居に関する留意事項

【備品の設置等】

種別	団地名	所在地	棟	建設年度	間取り	面積	戸数	構造	単身	コンロ	トイレ	風呂
市営住宅	オオタニシ太田西	〒437-0052 太田 778-1	A	S 49	2DK	46.1	16	準耐2	可	プロパンガス	汲取 (簡易水洗)	備付
			B	S 50	2DK	46.1	20					
			C	S 48	2DK	42.7	14					
			D	S 53	3DK	55.4	14					
	タマチ田町	〒437-0063 田町1-8-7	B	H8	2DK	63.2	6	耐火3	不可	IH	水洗	備付
					3DK	68.8	6					
			C	H 11	2DK	63.2	6					
					3DK	68.8	6					
	ヒロオカ広岡	〒437-0022 方丈5-2-3	A	S 55	3DK	60.2	18	耐火3	不可	プロパンガス	水洗	備付
			B	S 56	3DK	60.2	18					
			C	H 1	2DK	60.3	6					
					2LDK	63.4	6					
	アサヒガオカ旭ヶ丘	〒437-1101 浅羽 2168	A	S 62	3DK	62.7	18	耐火3	不可	プロパンガス	水洗	備付
				S 61	3DK	60.1	12					
			B	S 61	3DK	60.1	12					
					3DK	60.1	12					
再開発住宅	ヒロオカ広岡	〒437-0022 方丈5-2-3	D	S 57	3DK	60.2	18	耐火3	不可	プロパンガス	水洗	備付
	エキマエ駅前	〒437-0027 高尾町 21-4		S 55	3DK	56.4	20	耐火5	※可	都市ガス	水洗	備付

※田町団地及び広岡団地C棟は給湯設備があります。

※コンロは持ち込みになります。

※再開発駅前団地4・5階について、18歳以上60歳未満の方は単身入居可能です。

1. 入居者が負担する費用

- ① 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
 - ② 入居者の故意過失又は損耗による修繕費(ガラス破損、水道パッキン取替等)
- ※ 退去時には、全ての畳・襖(張替え等)の修理をしていただきます

2. 市営住宅明渡し請求について

市が定める入居条件に違反又は以下のいずれかに該当した場合は、市営住宅の明渡しを請求します。

- (1) 不正行為によって入居したとき
- (2) 家賃を3か月分以上滞納したとき
- (3) 市営住宅又は共同施設を故意に棄損したとき
- (4) 正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しなかったとき
- (5) 市営住宅を他の者に貸したり、入居の権利を他の者に譲渡したとき
- (6) 市営住宅を他の用途に使用したり、許可なく模様替え又は増築したとき
- (7) 入居承継及び同居の申請を怠ったとき

3. 収入申告と家賃変更等について

- (1) 毎年7月頃に世帯員全員の収入を申告していただきます。これに基づき、その翌年4月からの家賃が決定されます。
- (2) 収入の申告がない場合は、近隣の民間賃貸住宅並みの家賃(近傍同種の家賃)となりますので、必ず申告してください。
- (3) 3年以上入居されている方で、基準を超える収入がある場合は、住宅を明け渡すよう努める必要がありますが、そのまま継続して居住される場合は、「収入超過者」となり、家賃が割増しになります。また、5年以上入居されている方で、2年続けて一定額を超える「高額所得者」に該当する場合には、市営住宅の明渡しを請求します。

4. ペット類の飼育禁止について

ペットの飼育については、トラブル防止のため禁止します。

5. 駐車場について

駐車場の使用料は家賃には含まれておりませんので、市営住宅の駐車場を使用する場合は駐車場使用料をいただきます。使用される場合は、駐車場使用許可申請書に車検証の写しを添えて申し込みください。

駐車場を使用できる台数は、原則として1世帯1台です。

駐車場使用料は、1台あたり次のとおりです。

(田町団地・広岡団地 3,000円／月、太田西団地・旭ヶ丘団地 2,000円／月)

※再開発住宅駅前団地には入居者用駐車場はありません。

6. 市営住宅の連帯保証人制度について

原則、市営住宅に入居する際は、次の(1)家賃債務保証業者との契約と(3)緊急連絡先(1名)の届出が必要となりますが、手続きが難しい場合は、(2)連帯保証人(1名)の選定と、(3)緊急連絡先(1名)の届出が必要となります。

(1) 家賃債務保証業者

市長が指定する家賃債務保証業者との契約が必要です。

(2) 連帯保証人

以下の要件を満たす連帯保証人を1名、選定していただきます。

ア 連帯保証人の要件

連帯保証人の要件は以下のとおりです。

(ア) 独立の生計を営み、弁済をする資力を有する方(所得税の課税所得者で完納者であること)

(イ) 袋井市、掛川市、森町及び磐田市に居住又は勤務する方

(ウ) 県営住宅、市町営住宅の入居者又は入居予定者でない方

(エ) 外国籍の方については、特別永住者又は中長期在留者で残りの在留期間が3年以上ある方

イ 連帯保証人の責務

連帯保証人になっていただく方は、入居者の方と連帯して、市営住宅への居住に関しての一切の責任を負っていただきます。主なものは次のとおりです。

(ア) 入居者が家賃等を滞納したとき(保証限度額は、入居当初の住宅使用料の12か月分)

(イ) 入居者が退去の際、その負担すべき修繕をしない、又は修繕費等を支払わなかったとき

(ウ) 入居者の行方不明及び単身入居者が死亡したときの処置

ウ 異動事項の届出

連帯保証人に変更が生じたときは、速やかに届け出を行っていただきます。

(ア) 住所変更、勤務先に変更があったとき

(イ) 死亡したとき

(ウ) 連帯保証人を変更しようとするとき(市の承認が必要です。)

エ 入居者が家賃滞納した場合の対応

入居者が家賃を滞納した場合は、民法に基づき、入居者に連絡することなく、連帯保証人に請求する場合があります。

入居者が、市からの度々の催告にもかかわらず、家賃をお支払いいただけない場合は、法律に基づき、連帯保証人に対し、支払督促の申立、裁判による滞納家賃支払請求の訴訟の提起を行ったうえ、給料、財産の差押えを行う場合があります。

オ 民法における連帯保証人とは

連帯保証人は民法において「本来の債務者と連携して全く同一の責任を負う」とされており、通常の保証と異なり、債権者から支払いの請求を受けた場合、直ちに支払う必要があります(先に債務者に請求するよう要求することはできません)。

また、債務者より前に、連帯保証人の給与、財産等を差し押さえることもあり、これに対して異議を申し立てることはできません。

入居申し込みの際し、連帯保証人を依頼する方へ十分な説明をお願いします。

(3) 緊急連絡先

上記(1)、(2)ともに、普段から連絡を取り合っている親族や友人などの緊急連絡先1名以上を届け出いただきます。災害時等に迅速な対応を行う必要があるため、日本語での円滑なやり取りが可能な方を人選してください。

收入証明書 (市営住宅申込用)

前年1月以降に転職・就職された方は、下記収入証明書が必要です。直近よりさかのぼって記入してください。

[illegible]

15 市営住宅団地別家賃一覧表

(単位：円)

団地名	棟	間取り	一 般 入 居 者(所得月額)				裁量世帯(所得月額)	
			所得区分					
			1	2	3	4	5	6
			所得月額					
			0 ～ 104,000	104,001 ～ 123,000	123,001 ～ 139,000	139,001 ～ 158,000	158,001 ～ 186,000	186,001 ～ 214,000
			家 賃 額					
太田西	A	2DK	10,200	11,800	13,500	15,200	17,400	20,100
	B	2DK	10,400	12,000	13,700	15,500	17,700	20,500
	C	2DK	9,300	10,700	12,300	13,900	15,900	18,300
	D	3DK	13,200	15,200	17,400	19,600	22,400	25,900
田 町	B	2DK	22,400	25,900	29,600	33,400	38,100	44,000
		3DK	24,400	28,100	32,200	36,300	41,500	47,900
	C	2DK	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600
		3DK	24,700	28,500	32,600	36,800	42,100	48,500
広 岡	A	3DK	17,400	20,000	22,900	25,900	29,500	34,100
	B	3DK	17,600	20,300	23,300	26,300	30,000	34,600
	C	2DK	20,300	23,400	26,800	30,200	34,500	39,800
		2LDK	21,300	24,600	28,100	31,700	36,300	41,900
		3DK	22,500	25,900	29,700	33,400	38,200	44,100
旭ヶ丘	A	3DK	18,600	21,400	24,500	27,700	31,600	36,500
	B	3DK	17,500	20,300	23,200	26,100	29,900	34,500
再開発 広岡	D	3DK	17,900	20,700	23,600	26,700	30,500	35,200
再開発 駅前	一	3DK	16,400	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300

袋井市営住宅位置図

